

核融合科学研究所における保育支援実施要項

制 定 平成26年 7月15日
男女共同参画推進委員会決定
最終改正 令和5年 9月26日

(目的)

第1 核融合科学研究所職員、核融合科学研究所で学ぶ学生及び核融合科学研究所において共同研究を行う共同研究者の子どもの一時的保育や病後保育に要する保育料の一部支援を行うことにより、男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る。

(支援対象)

第2 支援の対象については、次に掲げる場合とする。

- (1) 核融合科学研究所職員が、就業のため、養育する子（産後休暇が終了する日（第2号及び第3号については、産後休暇を適用したものとみなした日）の翌日から小学校第6学年修了年度の3月末日まで。以下同じ。）の一時的保育等を必要とする場合
- (2) 核融合科学研究所で学ぶ学生が、就学のため、養育する子の一時的保育等を必要とする場合
- (3) 核融合科学研究所の共同研究者が、核融合科学研究所において共同研究を行うため、養育する子の一時的保育等を必要とする場合（当該共同研究者の所属機関において、支援を受けられる場合を除く。）

(支援内容)

第3 支援金額については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 3歳未満の子 一時的保育等費用のうち、350円/時間を超える額
- (2) 3歳以上の子 一時的保育等費用のうち、250円/時間を超える額

2 支援の対象は、通常保育に係る保育料に限るものとし、食事代及び付加的なサービス等（語学教室など）に係る費用は、支援を受ける者の自己負担とする。

3 支援金額の総額の上限は、支援対象者一人につき年間28,000円とする。

(申請手続き)

第4 一部支援を申請する者は、事前に別紙の申請書を管理部総務企画課へ提出する。

2 一時的保育等の利用後、2週間以内に、立替払い請求書に利用した保育サービスの保育料に係る領収書（子の氏名、利用時間数、時間単価及び食事代等の内訳が分かること）を添えて、管理部総務企画課へ提出する。

(経費)

第5 支援の実施に要する経費は、運営費交付金から支出する。

(その他)

第6 この要項に定めるもののほか、支援の実施に関し必要な事項は、男女共同参画推進委員会が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、令和5年9月26日から実施する。

別紙

核融合科学研究所保育支援申請書

申請日 年 月 日

フリガナ 職員等氏名		
所属・職名（学年）		
一時保育等を要する 子の氏名等	氏 名： 生年月日： 年 月 日生（ 歳）	
	氏 名： 生年月日： 年 月 日生（ 歳）	
	氏 名： 生年月日： 年 月 日生（ 歳）	
一時保等育の 必要理由	☐ 就 業 ☐ 就 学 ☐ 共同研究	（具体的な理由）
利用予定施設等名		
利用予定日時	年 月 日（ ）	: ~ :

※ 初回申請時には、以下を添付してください。

①親子（養育）関係及び子の年齢の確認できる書類
（核融合科学研究所の職員のうち、扶養親族の認定を受けている者は不要）

②利用予定施設等の保育内容及び保育料の分かる資料

（担当記入欄）			（決裁欄）		
受理年月日	支援対象確認欄	備 考			
	☐ 該当 ☐ 非該当				